

# 第4章 計画の取り組み内容

ここでは、第3章に記載した本計画の基本目標ごとに、各施策の現状と課題や今後の方向性について記載します。

各施策の中には、施策の取り組みの実績や今後の見込を掲載しているものもあります。なお、平成26年度の実績は上半期（9月分まで）の実績値より算出しています。

## 1. 地域包括ケア体制の強化

### （1）地域包括支援センター機能の強化

#### ① 地域包括支援センター

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市では平成18年度に地域包括支援センターを1ヶ所設置し、高齢者の生活を支える総合機関として機能の充実に努めています。また、地域包括支援センターが中心となって、地域で活動する事業所や関係機関・団体・ボランティア等と調整を図り、きめ細かな情報提供や潜在的な課題への相談対応を行っています。

具体的には、高齢者の虐待や困難事例等の対応について、専門機関と連携し協働で本人や家族の支援（個別支援）を行う一方で、医療従事者と介護従事者との連携を円滑に行うため、「医療・ケアマネネットワーク連絡会」の設立や、課題の早期発見・早期対応等、見守り体制の構築が図られるよう、高齢者に関わることの多い、医療従事者、介護従事者、民生委員児童委員、ボランティアが集う場を設け、それぞれが緊密に連携していく体制の構築に努めています。

その他、地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センターに配置されている保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが一丸となって業務展開ができるよう、チーム体制を構築しています。また、困難ケース等においては、民生委員児童委員や各専門機関等が参加する「地域ケア会議」を開催し、支援策を講じています。

しかしながら、地域包括支援センターについての市民への啓発は、未だ不十分であることから、引き続き広報活動を行っていくことが必要です。また、支援を必要としている高齢者を少しでも早期に発見し、対応できる体制を構築していくためには、福祉分野だけでなくさまざまな分野との連携強化が求められるため、今後も個々の支援等について多機関と連携強化を図っていくことが必要です。さらに、地域住民の支え合いやボランティア等の地域資源を最大限有効に活用できていないことから、今後は市内の地域資源を十分に把握し、地域づくりやネットワークづくりを強化していくことが必要です。

### 【地域包括支援センターの役割】

業務・役割	概要
介護予防 ケアマネジメント 業務	できるだけ長く自立した生活を続けられるように身体的・精神的・社会的機能向上を目標とする「介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)」の作成と、それに基づいたサービス利用に関する支援を行います。
総合相談支援 業務	地域における高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするため、相談の窓口を設け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス・制度の利用や機関につなげるなどの支援を行います。
権利擁護業務	高齢者の人権や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を普及啓発し、また、活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎます。さらに、地域包括支援センターは、高齢者虐待に関する窓口の1つであり、関係機関と連携して虐待の早期発見に努め、高齢者の虐待防止や権利擁護を図ります。
包括的・継続 的ケアマネジ メント支援業務	本人や家族が必要なときに必要な地域資源を切れ目なく活用できるように支援していくため、医療機関等関係機関との協力体制づくりを行います。 また、ケアマネジャーの研修や、ケアマネジャーと関係機関との意見交換・情報共有の場を設け、ケアマネジャーの資質向上及びネットワークが構築できるよう支援します。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
初期相談件数	1,096 件	1,015 件	1,200 件	1,045 件	1,045 件	1,045 件
地域ケア会議 開催回数	90 回	91 回	55 回	60 回	60 回	65 回
出張相談件数 「寄ってって」	32 件	28 件	26 件	30 件	30 件	30 件

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【関係機関・団体とのネットワークの構築】

高齢者やその家族が抱えるさまざまな問題に対応するために、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス等の専門機関との連携体制を構築します。また、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア等の地域の活動団体と協力体制の構築を検討していきます。

#### 【相談窓口の強化】

地域包括支援センターの窓口の周知を図るとともに、認知症に関する相談・支援、高齢者に対する虐待防止をはじめ権利擁護業務に関する相談・支援について、地域包括支援センターの窓口対応の強化を図ります。

### 【運営機能の強化】

地域包括支援センター職員の研修等への参加の機会を増やし、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職のスキルアップを図るとともに、その専門性をいかし、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう支援します。また、引き続き、本計画に位置づけられた事業及び包括的支援事業の実施にかかる方針を地域包括支援センター事業計画に反映させていきます。

### 【地域ケア会議における支援】

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の自立支援、認知症の方への支援等を検討、推進する地域ケア会議の充実を図り、地域ケア会議からみえてくる地域課題を抽出し、地域資源の検討を行います。

### 【地域包括支援センター等の情報公開】

地域包括支援センターが行っている介護予防ケアマネジメント業務や相談支援業務等の業務内容や実施状況等を市広報紙やホームページ等を通して情報公開します。また、地域包括支援センターによる出張相談等の地域住民と接する機会を活用し、地域包括支援センターの業務内容等の情報発信を行います。

その他、高齢者の地域生活を支える生活支援サービスや取り組み、介護予防サービスに関する情報収集と情報発信に努めます。

## ② 地域包括支援センター運営協議会

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

地域包括支援センターの運営にあたっては、円滑かつ適正な運営、公正・中立性の確保を図るため、被保険者、事業者、関係団体等から構成される「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域包括支援センターの運営状況を定期的に評価するとともに、高齢者福祉に関わる団体やサービス等の地域資源との連携を図っています。

地域包括ケアシステムの強化をすすめていくにあたっては、地域包括支援センターの役割が非常に重要となります。本市の地域特性に合った地域包括支援センターの役割や機能強化、市民への周知等について、市民代表や有識者から広く意見を聴取できる場である運営協議会を十分に活用し、そこでの意見交換や審議内容を反映させながら質の高いサービスが提供できるよう地域包括支援センターの運営をより充実させていく必要があります。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運営協議会開催数	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【「地域包括支援センター運営協議会」の機能の充実】

地域包括支援センターの適正な運営推進、事業支援に加えて、地域包括ケアシステムの強化に向けた現状・課題把握や関係機関・団体との情報交換を通して、地域包括支援センターの活動を支援していきます。

## (2) 医療・介護連携体制の推進

### ① 医療・介護連携体制の推進

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市では、地域包括支援センターを事務局として、医療従事者と介護従事者等が同じチームの一員として個々の高齢者に最適なケアを提供するチーム・ケアの推進をはじめ、地域における最適な医療・介護の提供システムの開発、事例検討会の実施等を行うために、関係機関や団体等が一堂に会した「医療・ケアマネネットワーク連絡会（通称：いけ！ネット）」を立ち上げ、支援を必要としている高齢者を包括的かつ継続的に支援できる仕組みづくりを図っています。また、“地域・医療・介護”交流会等を通じて専門職と地域の活動団体との連携強化を図っています。

今後は、それらチーム・ケアに対して多面的に協議する必要があります。また、引き続き、地域における最適な医療・介護の提供システムの開発、事例検討会を実施し、実践力のある体制づくりに努めるとともに、民生委員児童委員や福祉委員等地域で活動されている方と各医療従事者と介護従事者等の連携のあり方について議論していくことが必要です。

また、介護保険制度の改正により、在宅医療・介護の連携推進については、地域支援事業に位置づけられ、平成 30 年 4 月にはすべての市町村での実施が求められています。

#### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
いけ！ネット 開催回数	13 回	14 回	14 回	15 回	15 回	15 回

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【医療・介護サービス資源等の発信・活用】

地域の医療・介護サービス資源の情報を市民等へ発信するとともに、新たな資源の把握に努めます。また、医療従事者と介護従事者等の多職種が情報共有できるような機会づくりや仕組みづくりに努めます。

### 【在宅医療と介護の連携体制】

高齢者の在宅ケアの推進に向けて、医療従事者と介護従事者等の連携や退院後の円滑な在宅生活への移行支援を行います。また、関係機関等の連携体制の強化に向け、医療と介護の連携にかかる相談機能やコーディネート機能の充実に努めます。

### 【在宅ケアの体制整備】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、訪問看護等のさらなる普及に努めます。また、近隣市町村と連携し、在宅医療・介護の推進に努めます。

## (3) 地域包括ケア体制の整備

### ① 高齢者セーフティネットの構築

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が急速に増加している中、すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、小地域ネットワーク活動を推進し、地域におけるセーフティネットの体制づくりに取り組んでいます。また、高齢者が被害者となる犯罪が急増しており、犯罪を未然に防ぐため、福祉委員を中心として高齢者に対する防犯対策の啓発や情報提供を行っています。こうした中、要援護者の見守りを行っている民生委員児童委員から、地域包括支援センターへの相談や報告が増加しており、地域の見守り活動の活性化や地域包括支援センターとの連携がすすんでいることがうかがえます。

今後は継続的に高齢者のセーフティネットを構築していくために、民生委員児童委員や福祉委員と地域包括支援センターや介護サービス事業所等の専門機関との連携をよりいっそう強化するとともに、分野や領域を越えた機関や人との連携を図ることが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【連携強化の体制整備】

専門機関と小地域ネットワーク活動等を担う地域住民をはじめ、多様な機関との情報共有・連携強化の体制整備に努めます。また、生活困窮状態にある高齢者※は、背景に複合的な要因を抱えているなど、幅広い対応が必要とされているため、地域のさまざまな支援機関・支援制度につないでいきます。

※生活困窮状態にある高齢者

ここでは、生活保護を受給していないが生活保護に至る可能性のある高齢者のことをいう。

### 【分野や領域を越えた連携強化】

分野や領域を越えた連携強化を図るため、「地域ケア会議」等を開催し、地域課題の抽出や地域資源づくり等地域全体で高齢者を包み込む体制整備に努めます。

### 【防犯等に対する意識啓発】

福祉委員のグループ援助活動の機会に、高齢者に対して防犯対策等の啓発と情報提供の充実を図ります。

## ② 災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市では平成13年より、地域住民の協力により高齢者や障害者等災害時要援護者の安否確認支援活動に取り組み、災害に備えています。平成27年3月に見直し策定された「藤井寺市地域防災計画」では、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策等を定めるとともに、これに基づき平成27年4月に「藤井寺市災害時要援護者安否確認等支援制度」を見直し、「藤井寺市避難行動要支援者支援制度」を新たに確立し、引き続き支援体制の整備を推進します。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【避難行動要支援者の状況把握】

地区自治会、民生委員児童委員や福祉委員、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携を図り、避難行動要支援者の状況の把握に努めます。

#### 【災害時における支援体制の充実】

大規模な災害が発生したときや、災害のおそれがあるときに、避難行動要支援者に対して、避難誘導や安否確認等の支援が迅速に行えるよう、消防機関、警察、地区自治会、民生委員児童委員等と連携を取りながら「藤井寺市避難行動要支援者支援制度」の充実に努めます。

## ③ 地域の自主的な活動との連携

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

#### ○小地域ネットワーク活動の推進

小地域ネットワーク活動を実施している社会福祉協議会に対して補助金を交付し、活動を支援しています。この活動では、市域を7ブロック（藤井寺小学校区、藤井寺北小学校区、藤井寺西小学校区、藤井寺南小学校区、道明寺小学校区、道明寺東小学校区、道明寺南小学校区を基本とした7ブロック）に分け、福祉委員会を設置し、地域のひとり暮らし等の高齢者に対する見守り・声かけや要援護者に対する援助活動、ふれあい会食会、いきいきサロン等を開催しています。これらの活動を通じてひとり暮らし

し等の高齢者同士の中で新たな交友関係が広がり、孤立死を防ぐ環境づくりの一翼を担っていますが、福祉委員のなり手不足や今後増加する高齢者に対しての十分な対応等が課題となっています。

#### ○ボランティア活動の支援

地域における福祉活動の拠点である社会福祉協議会が、ボランティアの支援と内容の充実を図り、住民が主体的に福祉に取り組むことを推進しています。

本市では、ボランティア活動を促進する社会福祉協議会に補助金を交付し、その活動を支援しています。また、ボランティア連絡会を設立するなど、各ボランティアグループの情報交換や交流がすすめられ、相互の活動の活性化が図られています。

これら地域活動を行う人材が高齢化してきていることから、今後若年層を含めた幅広い年代の地域住民に活動の内容や必要性の周知を図り、参加を促進していくとともに、元気な高齢者が支援する側として活動できる取り組みをすすめることが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### ○小地域ネットワーク活動の推進

##### 【「福祉委員会」による連携強化】

小地域ネットワーク活動の基盤である「福祉委員会」について、地域が一体となって要援護者に対する見守り・声かけ、日常生活支援等、地域に合った活動を行っていきけるよう、専門機関等と連携を強化して活動を推進していきます。

##### 【福祉委員会活動の啓発】

福祉委員の活動について、引き続き社会福祉協議会のホームページや社協だよりを通じて市民への周知を図ります。

#### ○ボランティア活動の支援

##### 【ボランティアグループの連携強化】

「ボランティア連絡会」による各ボランティアグループの情報交換や研修会の実施を通じて、グループ活動の活性化と活動内容の充実を図ります。

##### 【ボランティア活動のコーディネート】

ボランティアからの支援を必要とされる方からの相談を受け、情報提供、紹介等を行うとともに、ボランティアを行いたい方とボランティアを受けたい方とのコーディネートに努めます。

また、ボランティア連絡会に入る団体を新たに発掘し、加入を促進するとともに、新たな社会的ニーズに対するボランティア団体の創設への支援や市の関係機関との連携を強化していきます。

## (4) 地域における自立した日常生活の支援

### ① 介護予防・生活支援サービス事業の実施

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけでなく、医療や介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。こうした中、本市が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービス提供体制を充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を実施することが求められています。

また、介護予防・生活支援サービス事業の創設により、これまでの介護予防給付であった介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業へ移行することから、事業移行後の提供体制の確保が求められます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護保険サービスの提供のほか、日常生活を支えるサービスの提供が求められていることから、在宅での快適な生活を継続できるよう生活支援サービスの充実を図ることが必要です。

◇介護予防・生活支援サービス事業◇

【目的】

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービス(総合事業※)の対象として支援します。

この事業は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

※総合事業とは、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業からなります。

【対象者】

要支援認定を受けた者(要支援者)及び基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)。

【事業内容】

事業	内容
ア. 訪問型サービス	要支援者等に対し、身体介護や掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する。
イ. 通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を提供する。
ウ. その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供する。
エ. 介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。

【事業実施に向けた体制整備】

- ・多様な主体によるサービス資源の開発やネットワーク化、情報共有や連携に向けた協議体の設置。
- ・関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等を活用し、不足するサービスの開発や地域のニーズと活動のマッチングを図り、生活支援サービスの提供体制の整備を行うコーディネーターの配置。
- ・総合事業の生活支援サービスの担い手として、高齢者をはじめとした多様な人材の確保。
- ・在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブ等さまざまな主体による支援体制の充実。
- ・高齢者等の日常生活を、地域の身近な方々による見守り活動や地域資源のネットワーク化によって支える、地域の支え合い体制の整備に向けた支援。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

平成27年度、平成28年度においてこれまでの関連事業や取り組みの状況確認や新たな事業展開に向けた整理を行い、円滑な事業移行に向けた方針や取り組み内容を検討していきます。

## (5) 高齢者福祉の理解の促進

### ① 高齢者福祉に関する広報・啓発

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

すべての市民が高齢者や介護の問題を自分自身の問題と認識し、高齢者に関する各種制度や福祉サービス等高齢者福祉に対する理解を深められるよう、広報・啓発の充実を図っています。

地域で高齢者を見守る体制づくりが求められている中、今後とも市民や地域の団体等との連携により高齢者を支え合うために、引き続き高齢者福祉への意識啓発を行っていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【広報・啓発活動の推進】

地域包括支援センターや民生委員児童委員、福祉委員等を通じて引き続き高齢者福祉に対する普及啓発に努めます。

地域住民の福祉意識の醸成を図るため、社会福祉協議会が実施している地域福祉活動をさらに充実させるとともに、地域住民の自主的な福祉活動の取り組みに対し、学習機会や情報の提供等を行います。

## 2. 心身のいきいき長寿の推進

### (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

#### ① 健康手帳の交付

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

40歳以上の方を対象に、健康診査・がん検診の結果や日々の血圧の記録等を記載してもらい、自己の健康管理に役立てるため、がん検診や各種教室開催の際に健康手帳を交付しています。がん検診や教室等の機会を通じて、手帳による健康管理の啓発を行うことで、自己管理に対する認識が深まっています。

今後も健康手帳が自己の健康管理に有効利用されるように、いっそうの利用を促進することが必要です。

##### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康手帳交付冊数 (手帳は5年分の記載が可能)	193冊	351冊	350冊	350冊	350冊	350冊

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【健康手帳の有効利用】

市民が自らの生活習慣や生活機能を確認し、健康づくりや介護予防のためにより有効に利用できるような啓発を行います。

#### ② 健康教育

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

健康教育は、生活習慣病の予防、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らつくる」という認識と自覚を高め、健康増進に資することを目的として実施しています。40歳～64歳までの方に対しては、健康増進事業として、生活習慣病の発症と重症化を予防する取り組みを支援しています。65歳以上の方には、地域支援事業として、運動機能や筋力を向上する取り組みを支援しています。

さらに、集団健康教育では自主グループへの支援を行うことで、教室修了後も受講者が自主的に生活習慣の改善や健康づくりを行えるような取り組みを推進しています。

今後も、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関する正しい知識を

得られるような機会を設け、支援を充実していくことが必要です。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康教育実施回数	84 回	81 回	55 回	55 回	55 回	55 回

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【健康づくりの普及・啓発】

より多くの方に健康づくりへの関心を高めてもらうよう、生活習慣病の予防をはじめ、健康の維持・増進に向けた健康教育の内容の充実を図るとともに、さまざまな機会を捉え健康増進に対する普及・啓発を行います。

【高齢者への介護予防事業の充実】

65 歳以上の方へは、地域支援事業の中で介護予防を目的とした各種教室の内容をより充実させて実施していきます。

③ 健康相談

◆◆◆現状と課題◆◆◆

健康相談は、心身の健康に関する相談に個別に応じ、必要な指導及び助言を行い、健康管理に資することを目的として実施しています。40 歳～64 歳の方には健康増進事業として、市役所等で実施しています。また電話による相談も常時行っています。65 歳以上の方には、地域支援事業として実施しています。これらの相談事業について、定期的な健康相談の日を設けるなど気軽に相談できる機会を工夫したことで、個人の健康づくりの推進や生活習慣病の予防が図られました。

今後も、健康相談を通して、さらなる健康管理に関する知識の普及に努めることが必要です。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
重点健康相談 実施回数	47 回	51 回	50 回	50 回	50 回	50 回
総合健康相談 実施回数	119 回	148 回	150 回	150 回	150 回	150 回

\* 1 重点健康相談：高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗しょう症・女性の健康・病態別（肥満、心臓病等）に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

\* 2 総合健康相談：対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導及び助言を行うこと。

## ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

### 【事業の周知、利用促進】

引き続き市広報紙やホームページで事業の周知を図ります。

### 【気軽な健康相談の実施】

健康増進事業として、定期的に健康相談の日を設けるとともに、気軽に利用できるよう引き続き電話による相談も随時実施していきます。

### 【高齢者への介護予防事業の充実】

65歳以上の方へは、地域支援事業の中で健康相談を実施していきます。

## ④ 健康診査

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

#### ○住民健康診査・特定健康診査等の対象とならない方の健康診査

住民健康診査については、医療保険者の実施する特定健康診査等と同時実施し、医療保険者と本市のPRをあわせて行ったことで、住民健康診査を受診する方が定着し、受診率も向上しています。

また、特定健康診査等の対象とならない方の健康診査については、医療保険者の変更を理由として健康診査を受診できない方の数が減少したため、全体の人数としては減少していますが、生活保護受給者については、個別勧奨により受診率が向上しています。

今後は、健康に関する認識と自覚を深めるとともに、受診率向上に向けたPRとあわせて健康の保持増進のための具体的な取り組みができるように働きかけることが必要です。

#### ○がん検診

住民が検診を受診しやすいよう、子宮がん検診については夜間の個別検診を実施してきたことに加え、胃・大腸・肺・乳がん検診は同日受診を可能とし、また来所受付としていた申込方法を電話受付に変更するなど、利便性を高め、がんの早期発見に努めています。

また、がん検診の受診率の向上のため、市広報紙・ポスターに加え、ホームページでもがん検診の受診方法について情報を提供し、受診に対する意識啓発を行うとともに、がん検診推進事業の無料クーポン券の配布を実施し、検診受診につながってきています。さらに精密検査が必要な方に対しては、受診を勧奨することで、がんの早期発見・早期治療につながっています。

今後も引き続き受診率の向上のために、さまざまな広報媒体を活用した情報提供や相談体制を充実し、受診しやすい環境づくりが必要です。

## ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住民健康診査受診者数	5,862 人	6,073 人	6,700 人	7,000 人	7,050 人	7,100 人
特定健康診査等の対象とならない方の健康診査受診者数	77 人	70 人	90 人	95 人	100 人	105 人
胃がん検診受診率	12.1%	12.8%	12.9%	12.9%	12.9%	11.9%
大腸がん検診受診率	16.9%	18.6%	19.0%	19.0%	19.0%	18.0%
肺がん検診受診率	14.2%	15.5%	15.6%	18.6%	15.6%	14.5%
子宮がん検診受診率	20.6%	20.3%	20.8%	20.8%	20.8%	20.1%
乳がん検診受診率	21.2%	21.0%	21.2%	21.2%	21.2%	20.5%

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

○住民健康診査・特定健康診査等の対象とならない方の健康診査

#### 【健康診査のPR、情報提供】

受診率の向上のためのPRに加えて、健康の保持増進のための具体的な取り組みについて情報提供していきます。

○がん検診

#### 【受診しやすい仕組みづくり】

胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん検診の同日受診を実施します。また、がん検診推進事業の無料クーポン券の配布やポスター、市広報紙・ホームページ等での啓発等で、市民が受診しやすいように工夫します。

#### 【がんの早期発見】

精密検査が必要とされた方の受診状況の把握に努め、未受診者には受診を勧奨するなど、がんの早期発見、早期治療をめざします。

## ⑤ 成人歯科健康診査

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

成人歯科健康診査は、毎年度、40～50歳、55歳、60歳、65歳、70歳となる方を対象に、歯科疾患の早期発見と歯科保健に対する意識を高め、より健康の増進を図ることを目的に実施しており、受診者数は年々増加しています。40歳代の受診者数も増加しており、若い世代にも歯科保健への関心が高まっています。

今後は、歯科保健に対する意識を高め、受診者数をさらに増加させていくことが必要です。また、受診者数は増加しているものの、受診率はまだまだ低い状況であることから、予防の観点から「痛くなってから受診する」のではなく、日頃から定期的に歯科医院を受診するきっかけづくりを提供していく必要があります。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成人歯科健康診査 受診率	6.8%	7.7%	8.1%	8.6%	9.0%	9.4%

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【成人歯科健康診査の受診率の向上】

予防の重要性や定期的な口腔内健診の必要性、歯周疾患が全身に大きな影響を与えること等について、さまざまな広報媒体を活用した情報提供等を行い、歯科保健に対する意識を高め、歯周疾患の予防を啓発していきます。また、老年期における予防の側面からも、最も歯周疾患の増える 40 歳代の受診率の向上に努めていきます。

⑥ 在宅訪問歯科事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

在宅訪問歯科事業は、在宅の要介護者に対して、歯科医師、歯科衛生士が家庭を訪問し、歯科健康診査を行うことにより、口腔衛生の改善を図ることを目的に実施しています。また、治療が必要な場合で、搬送が可能な方に対しては、休日急病診療所に搬送して治療を行っています。近年、訪問診療を行っている歯科医院が増えたこともあり、以前より在宅でも歯科診療を受ける方が増えてきました。

高齢者等から問い合わせがあった際の状況確認において、すでにう蝕等の治療が必要な状況になっていることがあります。今後は、治療が必要な状況になる前の健康診査や予防の促進が必要です。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅訪問歯科事業 受診者数	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【早期診療等の意識啓発】

歯科治療が必要な状態になる前の健康診査や予防を啓発し、在宅での口腔衛生状態の質の向上を図ります。

## 【医療機関との連携】

歯科医療機関等との連携を図り、スムーズに歯科受診につないでいけるように努めていきます。

## ⑦ 訪問指導

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

訪問指導は、療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族に対して、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が訪問し、本人や家族に必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施しています。

今後も引き続き、事業の周知や利用を促進することが必要です。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問指導実施人数	38 人	34 人	34 人	35 人	35 人	35 人

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【的確な指導の実施】

本人及びその家族に対して、保健師等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行うことで、さらなる健康の保持・増進に努めます。

## (2) 介護予防の効果的な推進

### ① 介護予防事業の推進

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護予防の普及・啓発や市民の自主的な介護予防活動の促進に向けて、介護予防講座をはじめとした健康教室や介護予防手帳の交付、自主グループへの支援等を行っています。

高齢者や要支援・要介護認定者のさらなる増加が予測される中で、今後も引き続き介護予防の啓発や情報発信に努めていくことが必要です。

また、本市が主催する介護予防事業だけでなく、自主的な介護予防活動をより促進していくことが必要です。

## ■介護予防事業の内容

事業概要	
【介護予防教室】	<p>介護予防に関する知識の普及・啓発を行っています。</p> <p>介護予防講座：健康運動指導士による介護予防に関する講義と実技を保健センター等で実施しています。</p> <p>お達者くらぶ・健康クラブ：保健師・看護師・歯科衛生士による体操やレクリエーション等の介護予防に関する教室を保健センターや老人福祉センターで実施しています。</p>
【介護予防手帳】	<p>介護予防事業の実施の記録等を記入し、対象者本人の自覚を促し、要介護状態にならないよう、運動、食事、口腔機能改善等の自発的行動につなげるため、介護予防事業利用者等に交付しています。</p>
【男性料理教室地域の会】	<p>地域介護予防活動支援事業として、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を行っています。保健センター実施の男性の健康料理教室卒業生による自主グループへの、スキルアップの調理実習を支援し、その実習をもとに会員は地域での介護予防の普及に努めています。</p>
【健康教育】	<p>生活習慣病の予防、介護予防に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進を図っています。保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等を講師として地区会館等で実施しています。</p>
【健康相談】	<p>心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行っています。保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が相談を受けています。</p>

## ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防講座実施回数	17 回	19 回	12 回	24 回	24 回	24 回
お達者くらぶ実施回数	48 回					
健康クラブ実施回数	48 回	46 回	40 回	48 回	48 回	48 回
いきいき総合プログラム 実施回数				60 回	60 回	60 回
介護予防手帳交付冊数	90 冊	89 冊	100 冊	110 冊	120 冊	130 冊
男性料理教室地域の会 実施回数	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
介護予防健康教育 実施回数(地区会館等)	5 回	4 回	4 回	5 回	5 回	5 回
介護予防健康相談実施 回数(老人福祉センター)	253 回	255 回	250 回	250 回	250 回	250 回

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【介護予防の普及啓発と地域での介護予防活動支援】

引き続き、介護予防教室の開催や介護予防手帳の交付により、介護予防の啓発を行います。また、介護予防活動について市ホームページ、パンフレット等のさまざまな情報媒体を通じて情報提供を行い、民生委員児童委員・福祉委員会・老人クラブ等と連携・協力し、介護予防の普及・啓発に努めます。

また、地域の自主的な介護予防活動への参加者数を増やすために、地域活動組織の育成や支援等地域への働きかけを強化します。

## ② 一般介護予防事業の実施

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護予防事業では、これまで一次予防事業と二次予防事業の区別が設けられていましたが、今回の制度改正により、それらを区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から見直しが行われ、平成 29 年 4 月 1 日までに一般介護予防事業として実施することになっています。

これまで介護予防講座をはじめとした健康教育や介護予防手帳の交付、自主活動グループへの支援等により、介護予防に関する知識の普及・啓発を行い、介護予防や健康づくりに対する意識を高めてきました。

今後は、一般介護予防事業として高齢者の主体的な介護予防への取り組みに向け、多様なニーズの把握を行いながら、介護予防に関する正しい知識の普及・啓発をさらに推進していくことが必要です。

◇一般介護予防事業◇

【目的】

一般介護予防事業は、市の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等をいかした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、要介護状態等となることの予防等介護予防を推進することを目的とします。

【対象者】

第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者。

【事業内容】

事業	内容
ア. 介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
イ. 介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
ウ. 地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
エ. 一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。
オ. 地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリ専門職等による関与を促進する。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

平成27年度、平成28年度においてこれまでの介護予防事業の取り組みの状況確認や新たな事業展開に向けた整理を行い、円滑な事業移行に向けた方針や取り組み内容を検討していきます。

(3) 生きがい活動と社会参加の促進

① ふれあい交流促進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

高齢者相互の交流の機会や場を拡充することを目的として、老人クラブ活動への支援事業、老人福祉センターの運営等を行っています。

老人クラブでは、高齢者の生きがいづくりや交流活動を活性化するため、寝たきりやひとり暮らしの高齢者の友愛訪問活動やシルバーフェスティバルを年1回開催しています。今後とも事業展開を図り、より多くの高齢者の参加を促進することが必要です。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
友愛訪問実施人数	812 人	844 人	869 人	895 人	912 人	921 人

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【老人クラブへの支援】

老人クラブによる友愛訪問活動及びシルバーフェスティバルの開催を今後も支援し、高齢者が交流する機会や場の充実を図ります。

② 敬老事業の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

敬老事業の一環として、9月15日現在において満77歳、満88歳、満99歳以上の方に敬老祝寿金を給付しています。また、結婚50周年を迎えられる夫婦に対し、記念写真をお贈りしています。さらに、9月30日において65歳以上である方に対し、9月中に受診した鍼・灸・マッサージ・電気治療費を、1人1回、2,000円を上限として助成しています。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
敬老祝寿金 給付人数	845 人	959 人	942 人	993 人	1,035 人	1,008 人
金婚記念写真贈呈 件数	20 件	17 件	16 件	20 件	20 件	20 件
鍼・灸・マッサージ・電 気治療費助成人数	195 人	210 人	255 人	300 人	306 人	309 人

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知・事業展開】

社会情勢の変化や本市の財政状況等も配慮しつつ、事業を継続するとともに、いっそうの周知を図ります。特に、鍼・灸・マッサージ電気治療費の助成については、高齢者の健康の保持増進と経済的負担の軽減の効果があることから、現行制度の継続実施に努めます。

### ③ 在日外国人高齢者福祉金の支給

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

在日外国人であって、年金制度上の理由により、国民年金の老齢年金等を受給できない高齢者に福祉金を支給しています。

#### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在日外国人高齢者福祉金受給者数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【事業の周知・事業展開】

受給資格者が減少する一方、外国人登録制度の廃止により受給資格者の把握が困難になるなど、新たな問題も生じていますが、現行制度の継続実施に努めます。

### ④ 老人福祉センター事業

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

60 歳以上の方に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供するため、老人福祉センター（松水苑）を設置しています。指定管理により、民間企業のノウハウを導入し、いっそうの施設内事業の充実が図られています。一方で、施設の老朽化により、施設の一部が利用できなくなったり、休館を伴う修繕が多くなっています。そのため、継続的に高齢者が健康を維持増進するための活動ができるよう検討していくことが求められています。

老人福祉センターは高齢者の生きがいづくりや高齢者相互の交流の場、学習の場として、重要な役割を担っていることから、今後とも、事業展開の充実を図ることが必要です。

#### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
老人福祉センター年間延入館者数	72,764 人	67,673 人	46,035 人	55,762 人	56,319 人	56,882 人

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【多様な事業の充実】

高齢者の健康づくりに対する意識の高まりや、生涯学習に対する多様なニーズ等へ対応できるよう、老人福祉センターの事業の充実を図り、高齢者の福祉の増進を支援していきます。

#### 【施設のあり方の検討】

施設の著しい老朽化等に伴うさまざまな問題を抱えていることから、市として施設のあり方の検討を行い高齢者の生きがいづくりや健康増進の場の確保に努めます。

## ⑤ 生涯学習活動・文化活動の促進

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

市民の多様な学習ニーズに対応するため、さまざまな講座や活動の実施、支援を行っています。特に高齢者を対象とした学習提供として、「いきがい学級（高齢者教室）」において、高齢者のニーズに応じた講演会や社会見学等を実施しています。生涯学習センター（アイセルシュラホール）においては、高等学校や大学等と連携した公開講座の実施や、生涯学習グループへの活動支援を行っています。

今後は、高齢者の多様なニーズに対応した学習機会の提供に努めるとともに、学習成果を地域活動等にいかしていける仕組みづくりが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【高齢者のニーズに対応した学習機会の提供】

公民館講座として実施されている「いきがい学級（高齢者教室）」については、高齢者のニーズや社会情勢を踏まえたテーマを取り上げ、魅力ある講座づくりに努めます。また、保健福祉施策と連携を図り、高齢社会におけるさまざまな課題に対応した生涯学習施策を推進します。

#### 【学習成果の活用】

高齢者が培ってきた知識や技術を、市民や子ども達に伝える文化グループ・サークルの立ち上げを促進します。

#### 【地域での自主的な学習活動の促進】

予想される学習ニーズの高まりや多様化に対応するため、生涯学習指導者の発掘・育成を行うとともに、地域での自主的な学習グループ・サークル等への派遣及び支援を行います。また、生涯学習センター、図書館等、市内の学習・文化施設との連携を図ります。

## ⑥ 老人クラブの活動支援

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

老人クラブは、高齢者が自らの老後を健全で豊かなものにするため、身近な地域での自主的、積極的な活動を通して教養の向上と生きがいづくりに寄与しています。友愛訪問活動、シルバーフェスティバルをはじめ、地域での社会奉仕活動やグラウンドゴルフ等のスポーツ活動により、健康増進や閉じこもり予防等に寄与しています。本市では、高齢者の生きがいや健康づくり、社会参加の促進に向けて、クラブの主体性を尊重しながら、老人クラブ活動の支援を行っています。

地域の高齢者数が増加する中で、生きがいづくり等において、老人クラブが果たす役割は重要であることから、今後とも老人クラブを支援し、活動の活性化や加入者の増加を図ることが必要です。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
老人クラブ員数	3,674 人	3,699 人	3,710 人	3,737 人	3,811 人	3,849 人

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【老人クラブへの支援】

今後もさまざまな活動を展開し、高齢者相互の交流が図られるよう、老人クラブ活動を支援します。

## ⑦ 「百歳（ひゃく）まで生きよう運動」の推進

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

老人クラブに対して、介護予防等に着目した高齢者主体の健康づくり活動の一環として、保健・福祉・医療に関係する市担当課や、各関係機関等が健康づくり、生きがいづくり、防災等の多岐にわたる内容の各種講座等を市内各所で行っています。

健康長寿の推進に向けて、高齢者が自主的に健康づくりや生きがいづくりへの意識を高めることが重要であり、よりいっそうの事業の周知や参加を促進することが必要です。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
「百歳（ひゃく）まで 生きよう運動」 開催回数	5 回	4 回	6 回	6 回	6 回	6 回

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業への参加促進】

多様化する高齢者のニーズに対応した講座メニューを充実させるとともに、事業の周知と参加の呼びかけを行います。

## ⑧ 高齢者の働く場の確保への支援

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

高齢者の生きがいづくりと個々が持っている能力をいかした社会参加を推進するため、シルバー人材センターと連携し、高齢者の働く場の確保に努めています。また、会員のニーズに合った仕事の開拓をすすめています。

高齢者がもつ知識や技能を発揮できる働きがいのある環境づくりのため、今後とも事業の周知や新たな就業機会の拡大に努める必要があります。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【シルバー人材センターへの支援】

高齢者の就業経験をいかし、健康で生きがいをもって働ける場を提供するため、引き続きシルバー人材センターの活動を支援していきます。

### 3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

#### (1) 高齢者虐待防止の取り組みの推進

##### ① 高齢者虐待防止の取り組み

###### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市においては、地域包括支援センターが高齢者虐待防止や養護者支援の中核的機能を担っています。第三者からの高齢者虐待の通報等に対し、その相談や指導、助言を行うとともに、高齢者虐待防止及び養護者に対する支援に関する情報提供や広報啓発等の業務を行っています。こうした取り組みにより、家族や近隣の方等の高齢者虐待に対する意識が高まってきています。また、高齢者虐待防止に向けた連携体制としては、地域包括支援センターを主軸に、専門職やインフォーマルな人材との連携・連絡体制の構築によって、より柔軟な対応が可能となるよう努めています。個別の虐待ケースへの支援については、警察等との連携をはじめ、関係機関が集いケースの分析、役割分担の検討を図るなどの支援を行っています。

虐待ケースに対しては、民生委員児童委員や地域住民、専門機関による協働的支援が求められるところであり、官・民や専門・専門外にとらわれない広義での連携・情報管理体制の構築が必要です。また、早期発見・早期対応に向けて、虐待事案の通報義務や相談窓口の周知を図ることが必要です。さらに、高齢者虐待は、介護者が一生懸命介護に取り組むあまり、心身ともに疲れきり、追いつめられることで発生することもあることから、介護者家族の会への参加を促すなど介護者の精神的な負担を軽減する取り組みの強化が必要です。

###### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者虐待に関する相談件数	40 件	34 件	32 件	32 件	32 件	32 件

###### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

###### 【虐待防止のネットワークづくり】

地域包括支援センターを中核とし、他の関係機関・団体をはじめ、民生委員児童委員等の地域で活動している団体等と情報交換や情報の共有を行うことで、高齢者の虐待防止に向けたネットワークづくりに努めます。また、それら他機関・団体との協力関係の中で、高齢者の尊厳への配慮のために周知を行っていきます。

### 【虐待防止に向けた啓発】

高齢者虐待防止についての理解を深め、発生を防止できるように、市民や関係機関等への啓発を推進します。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市等に通報する必要があることについても、周知徹底を図ります。

### 【虐待の早期発見・早期対応】

高齢者虐待は地域に潜在している可能性があるため、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知徹底を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

### 【担当者の技量の向上】

高齢者虐待に対応する本市職員や地域包括支援センター職員等の実務者に研修等への参加の機会を確保し、対応力の向上を図ります。

### 【家族介護者の負担軽減】

高齢者を介護している家族の負担軽減を図るため、介護者家族の会へ参加を促すなどの取り組みをすすめます。

## ② 施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの促進

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

あらゆる介護の場面において、身体拘束は高齢者の尊厳を著しく傷つける行為であり、生活の質を根本から損なうとともに、身体機能の低下を引き起こすことにもなりかねません。

本市では、施設等への実地指導の際に虐待防止に関する情報提供を行い、身体拘束ゼロに向けた普及・啓発に努めています。また、介護保険施設においても、身体拘束ゼロに向けた研修や取り決めを行うなど自主的な取り組みがすすんでいます。

地域密着型サービス事業所への実地指導の際に虐待事例があるとみられる事業所はありませんでしたが、事業所に対して虐待防止及び身体拘束についての研修を毎年実施するよう指導を行うなど、事業所に対して虐待防止の啓発を行うことが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【施設等への働きかけ】

地域密着型サービス事業所等への実地指導等の際に虐待防止に関する情報提供を行うとともに、あらゆる機会を通じて、施設入所者やサービス利用者の尊厳を守り、適切な介護の提供を推進すべく、事業者への働きかけを行います。

## (2) 認知症高齢者対策の推進

### ① 認知症に対する理解の促進と早期発見・対応体制の充実

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

認知症に対する啓発活動については、地域包括支援センターが中心となり、医療従事者、介護従事者、民生委員児童委員、ボランティアが集い、認知症の方を地域で支えることについて考える交流会を実施しています。その中で認知症の方も、まわりの理解があれば住み慣れた地域で暮らし続けることができるということを周知しています。また、認知症疾患医療センターとの連携が今後重要になってくることから、連携方法等について協議する「認知症疾患医療連携協議会」に地域包括支援センターが参画しています。

認知症は症状を自覚しにくい疾患のため、早期発見・早期対応を行うためには、日頃から気軽に健康相談ができるかかりつけ医をもつことが重要です。今後いっそうの認知症対策を推進するために、医療等との連携により早期に発見・対応を図るとともに、医療や福祉の関係者だけにとどまらず、分野を越えた連携体制づくりが必要です。また、認知症の支援体制構築には、専門職や制度だけでなく、地域全体が認知症に対する誤解や偏見をなくすことが必要であり、普及啓発活動が引き続き重要となります。さらに医療と介護の連携を強化し、認知症施策を推進していくため、認知症地域支援推進員の配置が求められます。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【認知症への理解を深める啓発】

出前講座や市民の自主的な学習会、各種団体を通じた認知症に関する正しい理解を深める学習機会の充実に努めます。また、地域で認知症の方やその家族を支えるボランティア等の互助組織等の活動を支援していくことは、認知症の方やその家族に安心感を与え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることにつながるため、引き続きボランティア等と一緒に啓発活動を行っていきます。

##### 【かかりつけ医との連携】

専門的な対応を図るため、本人をよく知るかかりつけ医と認知症疾患医療センターとの連携への取り組みを検討します。

##### 【認知症ケアパスの作成・普及】

認知症の予防や早期発見、利用できるサービス等、認知症の進行状況に応じた対応方法についてわかりやすく情報をまとめた標準的な認知症ケアパスの作成に取り組み、適切な運用の検討を行います。

### 【認知症初期集中支援チームの設置等に向けた取り組みの推進】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の疑いのある方及びその家族に対して訪問等により初期支援を包括的かつ集中的に行えるよう、認知症初期集中支援チームの設置に取り組みます。また、地域のコーディネーターとして認知症地域支援推進員の配置を検討し、対象の方には、相談等の個別支援を行うとともに医療や介護、地域の関係機関・団体等との連携の構築に向けて取り組みます。

### 【地域ケア会議による支援の充実】

「地域ケア会議」を通じ、認知症の方に対する包括的な医療・介護サービスの提供方法を検討し、地域での生活の支援に努めます。

## ② 人材育成

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

より多くの人に、認知症を正しく知り、認知症の方自身が感じる不安等を理解してもらうため、認知症の方や家族を温かく見守る地域の担い手となる「認知症サポーター」の養成に積極的に取り組んでいます。これは、国が推進する「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」の柱として位置づけられていた「認知症サポーターキャラバン」を活用したものです。また、小学生や老人クラブ等、さまざまな対象者に向けた講座を展開しています。講座の実施にあたっては、単発の講座を実施するだけでなく、フォローアップ講座の開催や、サポーター養成講座の講師を育成するキャラバンメイト講座を実施しました。

認知症サポーター養成については一定の成果が得られていますが、今後は、福祉関係団体を中心とした養成講座だけでなく、若年層や商店、銀行等福祉の枠を越えた分野への働きかけが必要です。また、地域包括支援センターが講師役の中心となっていますが、多岐にわたる事業を展開するには、より多くの講師（キャラバンメイト）の育成が必要です。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター養成講座受講者数	418人	256人	300人	350人	350人	350人
認知症キャラバンメイト養成講座受講者数	0人	45人	0人	45人	0人	45人

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【認知症サポーター養成講座の開催】

認知症の理解促進を図るため、引き続き認知症サポーター養成講座を開催します。また、これまでは福祉関係団体や自治会等の受講が中心でしたが、今後は企業や小・中学生等幅広く認知症サポーター養成講座を開催するなど認知症サポーターの裾野の拡大に努めます。

### 【地域におけるさまざまな関係機関・団体との連携体制】

地域のさまざまな関係機関・団体において、「認知症サポーター養成講座」への受講を促進するため、それら機関・団体への周知活動を強化するとともに、協働して認知症高齢者を見守るネットワークづくりに努めます。

### 【キャラバンメイトの育成】

認知症サポーター養成講座の講師役である、認知症キャラバンメイトの養成講座を引き続き開催し、認知症の方を地域で支える人材育成の充実に努めます。

## ③ 認知症高齢者・家族等への支援

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護者同士の交流のため、地域包括支援センターで介護者家族の会を開催し、介護を行う家族の精神的負担を軽減させながら、より効果的な介護方法を学ぶ場を設けています。その他、専門職の講師を招いて介護者家族セミナーを実施しています。

市広報紙での呼びかけのほか、新たな参加者が増えるようケアマネジャー等を通じて介護者家族の会の周知をしていますが、参加者数が伸び悩んでいることから、今後も周知方法や会運営の工夫が必要です。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護者家族の会 開催回数	6 回	6 回	10 回	12 回	12 回	12 回
介護者セミナー 開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【介護者家族の会の周知や運営方法の工夫】

市広報紙への掲載や地域包括支援センターでの情報発信等、介護者家族の会のさらなる周知を行います。

介護経験者と介護経験の浅い方との交流を図るなど、介護者同士が支え合える家族の会となるよう運営に工夫を凝らすほか、介護者が参加する機会を増やしていきます。

## ④ 認知症高齢者の見守り体制の構築

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

認知症の高齢者が徘徊によって行方不明になった場合、家族が警察へ捜索を依頼するとともに、参加している7市2町1村と各市町村内のネットワークに情報提供し、徘徊者の早期発見のための行政間連絡システムである「南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク」に参画しています。

今後市内ネットワークのさらなる整備が必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【市内ネットワークの整備】

市内ネットワークの整備に向けて、福祉関係機関等へのネットワークの参画を働きかけます。

また、徘徊高齢者を早期に発見できるよう、関係機関の連携強化等に取り組みます。

さらに、認知症サポーター養成講座等により、徘徊症状のある認知症高齢者を地域で見守り、認知症の方を地域でやさしく包み込むまちづくりをめざします。

## (3) 権利擁護のための取り組み

### ① 成年後見等利用支援事業

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

認知症高齢者であって、成年後見制度の支援が必要にも関わらず申立てを行う親族等のいない方について、市長が代わりに申立てを行います。

認知症高齢者の増加により、成年後見制度の利用が必要な方が増加すると予測されることから、相談体制の強化が必要です。また、制度についての認知度が低いことから、制度の内容を含めた周知をいっそうすすめていくことが必要です。

#### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見等利用支援事業利用件数	1 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、利用促進】

地域包括支援センターの権利擁護業務として、成年後見制度についての普及・啓発を図り、他機関と協力して支援が必要な方の把握に努めます。また、親族による申立てが困難な場合は市長申立てにつな

ぎ、関係機関との連携を図りながら円滑な制度利用に向けた支援を行います。さらに、今後親族等による成年後見が困難な高齢者が増加することが見込まれ、介護サービス利用契約の支援等を中心に成年後見の担い手として、市民の役割が強まると考えられます。市民後見人を育成し、その活用を図ること等によって権利擁護を推進することも検討していきます。

## ② 日常生活自立支援事業

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

自己決定能力が低下し、ひとりでは福祉サービスを利用できない認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、福祉サービスの利用手続きの代行等を行うため、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を支援しています。サービス利用契約中の利用者に対しては、継続した支援を行うとともに、地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所のほか、関係機関等とも連携し、対象者への事業利用を促進しています。

この事業については、高齢者の増加に伴い、利用希望が増加傾向にあることから、事業の周知を図るとともに、利用ニーズに応じたサービス提供体制の充実が必要です。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活自立支援事業利用件数	37 件	36 件	39 件	41 件	41 件	41 件

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、利用促進】

日常生活自立支援事業について民生委員児童委員やケアマネジャーに周知・啓発を行うとともに、相談支援に努め、利用待機者の解消を図ります。

## (4) 高齢者の孤立死の防止

### ① 高齢者の孤立死防止の取り組み

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯は、年々増加しています。そのため、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動を推進し、地域におけるセーフティネットの体制づくりに取り組んでいます。また、市域を45 地区に分けた福祉委員会が設置され、地域のひとり暮らしの高齢者に対する見守り・声かけや要援護者に対する援助活動、ふれあい会食会、いきいきサロンを開催しています。

市域を7ブロックに分けたブロック福祉委員会が定例的に活動報告を実施する会議の中で、各関係機関との連携の必要性については、確認をすることができました。また、年1回の市内全地区の区長・民生委員児童委員・福祉委員が集まる藤井寺市福祉委員研修会で地域におけるセーフティネットの構築に努めました。

今後は、小地域ネットワーク活動を含む地域活動に参加していない方々に対して、参加を促進させる方策を検討することが必要です。また、支援を必要とする高齢者の情報を得られた場合は、医療や介護、行政等の専門機関に迅速につなげていくことが重要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【見守り体制の充実】

地域のひとり暮らしの高齢者に対する見守り・声かけや要援護者に対する援助活動、ふれあい会食会、いきいきサロンを開催すると同時に、専門職のみならず地域住民とも連携を図り、地域全体で高齢者を見守っていくよう努めていきます。

##### 【情報提供、相談支援体制の充実】

地域住民に対する周知に努めるとともに、市内各福祉委員会による相互の情報交換や制度について認識を深める機会を設けていきます。相談支援としては、住民の相談に適切に対応できるように、福祉委員研修会の充実を図ります。

## (5) 安全な生活環境の整備

### ① 公共施設の整備

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

既存の公共施設等のバリアフリー化をすすめるとともに、新たに整備する施設においては、障害のある人はもちろん、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った設計による施設整備に努めています。

今後も、ユニバーサルデザインに基づき、必要に応じた改修を行っていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【ユニバーサルデザインのまちづくり】

高齢者のニーズを踏まえるとともに、ユニバーサルデザインや「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害のある人等の利用に配慮した公共施設の整備・改修に努めます。

## ② 高齢者にやさしいまちづくりの推進

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

高齢者が安心して暮らせるまちづくりをめざして、福祉のまちづくりの推進に取り組んでいます。

今後とも、高齢者や障害のある人のニーズを的確に把握し、それらに対応した福祉のまちづくりをすすめていくことが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【公共施設のバリアフリー化の促進】

すべての公共施設のバリアフリー化をめざし、高齢者や障害のある人等にも利用しやすいまちづくりをめざします。

#### 【住まいのバリアフリー化の推進】

民間住宅のバリアフリー化の普及に努めます。

## (6) 多様な住まいの確保

### ① 養護老人ホーム

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由等により自宅で生活することが困難な方に入所してもらい、食事等適切な日常生活の場を提供しています。入所については、老人ホーム入所判定委員会において入所の必要性が認められた場合に限りです。また、入所者及びその扶養義務者にそれぞれの所得に応じた費用負担があります。

今後、入所希望者に対する的確な情報提供に努めることが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【情報の収集・提供】

平成 26 年度末において本市には当該施設がなく、本計画期間中においても新設を見込んでいませんが、入所希望者には入所可能な施設の情報提供を行います。

## ② 軽費老人ホーム

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 60 歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助が困難な方が入所できます。

今後、入所希望者に対する的確な情報提供に努めることが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【情報の収集・提供】

1 施設（40 床）整備されており、本計画期間中には新設を見込んでいませんが、サービス提供事業所の動向や利用ニーズ等の情報収集に努めるとともに、サービス内容等の情報提供を行います。

## ③ サービス付き高齢者向け住宅

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

高齢者が快適に安心して居住できるように、バリアフリー化、緊急時対応サービスの設置等、高齢者の暮らしに配慮した一定の基準を満たした賃貸住宅がサービス付き高齢者向け住宅です。

今後は、高齢者が快適に安心して暮らせる多様な住まいの確保に向けて、制度の普及をすすめることが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【情報の収集・提供】

サービス提供事業所の建設計画の動向や利用ニーズ等の情報収集に努めるとともに、制度内容等の情報提供をすすめます。

## ④ 高齢者の住居の安定確保

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

要介護状態の方でも住み慣れた自宅で安心して暮らせるように、介護保険サービスの中には、段差解消や手すりの取り付け工事等を行うと保険給付を受けることができる住宅改修制度があり、制度の周知に努めています。住宅改修申請には、担当ケアマネジャー等が作成した理由書が必要ですが、担当ケアマネジャーがいない方に関しては、住宅改修理由書作成業務支援事業によって、専門家に理由書の作成を依頼することができます。住居の安定確保のため、引き続き住宅改修制度の周知とサービスの質の向上が必要です。

また、高齢者の自立や介護に配慮した民間住宅への円滑な入居に向けた方策への取り組みについても検討が必要です。

## ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修理由書作成 業務支援事業実施件数	26 件	50 件	65 件	80 件	80 件	80 件

## ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

住宅改修について、必要な場合は工事内容の確認のために現地調査を実施するなど、サービスの質の向上に向けて取り組みます。

また、高齢者世帯の方が民間の賃貸住宅へ円滑に入居できるように、大阪あんしん賃貸支援事業<sup>※</sup>等で住宅情報を提供し、住宅探しの支援を行います。

※民間の賃貸住宅に入居を希望する高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯及び子育て世帯が円滑に入居できるよう、入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録を府が行い、登録された住宅情報等を提供することで、住宅探しをサポートする事業。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/ansin/>

## 4. 介護保険サービス、多様な支援の充実

### (1) 介護保険サービスの充実強化

#### ① 事業者間の情報交換及び連携の確保のための体制整備

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

市内の介護サービス事業者が、相互に情報交換や連絡調整を行い、利用者の視点に立った適切な介護保険サービスを提供することを目的として、自主的に設立した「藤井寺市介護保険事業者連絡協議会」に本市がアドバイザーとして参加し、介護保険制度に関する情報の提供や助言及び研修会開催の支援を行っています。高齢者の増加とともに、介護サービス事業者も増えている中、藤井寺市介護保険事業者連絡協議会は、市内の介護保険サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が自ら勉強会や情報交換会等を積極的に開催しています。

これからも多くの事業者が参加する組織であり続けるために活動内容の充実、周知に努め、その活動が広く市民の賛同を得られるよう発展させることが必要です。また、市と介護サービス事業者との連携強化が求められることから、今後とも本市はアドバイザーとして参加し、制度運営の適正化に努めるとともに、個人情報等の適切な利用についても配慮していくことが重要です。

##### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業者連絡協議会の開催回数	7 回	9 回	7 回	10 回	10 回	10 回

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

###### 【藤井寺市介護保険事業者連絡協議会の充実】

サービス提供体制等の情報を「大阪府介護サービス情報公表システム」を通じて開示するよう働きかけるなど、事業者自身によるサービス向上に向けた取り組みを促すよう、藤井寺市介護保険事業者連絡協議会を通じて指導・助言を行います。

また、利用者の視点に立った適切な介護保険サービスを提供するために、本市は引き続き、藤井寺市介護保険事業者連絡協議会のアドバイザーとして情報提供等を行っていきます。

###### 【個人情報の適切な利用】

高齢者の権利擁護の取り組みをすすめるにあたり、必要な情報を適切に把握し、関係する機関が共有しておく必要があるため、本市と関係機関における個人情報の収集・提供についてのルールを検討します。

## ② 地域密着型サービスの普及促進

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

地域密着型サービスにおいては、本市が事業所指定を行っていますが、サービスによっては利用が少ないものもあります。特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、前回計画期間のはじめに1ヶ所指定しましたが、利用人数が少ないままです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、在宅での24時間365日の介護・看護提供体制を行ううえで必要性が高く、よりいっそうのサービス内容等の周知が必要です。また、看護小規模多機能型居宅介護<sup>※</sup>サービスにおいては、事業所の応募がないことから、今後の高齢者ニーズに応じて参入を促進していくことが必要です。

それら地域密着型サービスの提供体制の確保以外にも、サービスの質の向上に向けて事業所の運営状況やサービス提供状況の確認及び適正な評価を行っていくことが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【制度の周知】

地域密着型サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るため、自己評価、外部評価の実施を推進し、利用者支援の観点も踏まえ、結果の公表を推進します。

#### 【小規模型通所介護の円滑な移行】

小規模型通所介護については、平成28年4月に地域密着型サービスへ移行することとなっていることから、運営基準を定め、地域密着型サービス運営委員会等の開催を通じて検討を行い、適正な運営ができるように計画的にすすめます。

※平成27年4月1日より「複合型サービス」は「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更されます。

## ③ 介護支援専門員に対する支援

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護保険制度の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、地域包括支援センターにおいて包括的支援事業として実施される困難ケースへの対応や、地域資源等にかかる情報提供を通じて、ケアマネジャーに対する支援を行っています。ケアマネジャーが抱える困難ケースをケアマネジャーのみにとどまることなく、包括的に支援できるよう、地域包括支援センターがケアマネジャーにとっての支援機関であることをよりいっそう周知徹底するとともに、ケアマネジャー全体の技術向上のため、研修会、情報交換会の開催を継続的に行うことが重要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【ケアマネジャーの質の向上】

ケアマネジャーは、利用者の立場に立って、公正・誠実にサービス提供の支援をしていくことが必要です。その介護支援計画等作成の技術向上のために、藤井寺市介護保険事業者連絡協議会、地域包括支援センター及び本市が連携強化を図り、ケアマネジャーの意見交換の場を設定し、情報の共有化に努めます。また、地域ケア会議において多職種での事案検討や情報交換等を通して、ケアマネジャーの質の向上に努めます。

④ 地域密着型サービス事業所への実地指導・監査

◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護給付等費用適正化事業と相互に連携を行いながら実地指導を行っています。

現在は、認知症対応型共同生活介護事業所を中心に実地指導を行っていますが、今後は他の地域密着型サービス事業所の指導も行っていく必要があります。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型サービス事業所 実地指導件数	0 件	6 件	8 件	6 件	6 件	6 件

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

介護給付の適正化と事業所支援の観点から事業者へ実地指導を行い、必要に応じて監査を実施します。指定時に付された条件に従わないときや、人員基準を満たしていないなど省令等の基準に従った運営をしないときには、期限を定めて条件に従い基準を遵守するよう勧告し、事業者が期限内に勧告に従わないときは公表します。さらに正当な理由がなく勧告にかかる措置を取らなかったときは、期限を定めて改善措置を取るよう命令していきます。

## ⑤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担額を軽減した場合、本市がその費用の一部を助成する制度を実施しています。対象となるサービスは、利用者負担額の軽減を申し出た社会福祉法人等が行う、介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護等のサービスです。

事業の趣旨・目的のとおり一定の効果が表れていることから、本制度の活用を促進するため、市内の社会福祉法人に対する制度周知を図ることが必要です。また、現在、軽減利用者の大半が施設利用者のため、居宅サービス利用者に関しても軽減制度を利用していただけるよう社会福祉法人等に促すことが求められます。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉法人負担軽減措置実施法人数	3 法人	3 法人	4 法人	4 法人	4 法人	4 法人

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【制度の周知、利用促進】

引き続き事業を継続するとともに制度の周知を行い、本制度の活用促進を図ります。

## (2) 介護給付の適正化

### ① 適正な要介護認定の実施

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

要介護認定については、利用者がそれぞれの心身の状況等に応じて必要なサービスを適切に利用できるよう、要介護認定調査員（以下「調査員」という。）の確保や、主治医意見書の提出が遅れないよう促すなど、法定期限内に要介護認定を行えるように努めています。今後、要介護認定の申請件数が増加するため、さらなる要介護認定の公平性・公正性の確保が必要になってきます。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【適正な調査の確保】

認定適正化にかかる本市主催の調査員研修の内容をより充実させるとともに、認定調査票の点検、調査員への指導をより強化することで、調査員の資質を向上させ、適正な認定調査の確保に努めます。

### 【要介護認定の精度の向上】

医師会を通じて主治医意見書記載内容の充実を図るとともに、介護認定審査会委員の研修への参加を促し、判定が難しい事案の検証や意見交換を行い、認定結果の平準化を図ります。

## ② 適正な介護給付への取り組み

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市では介護給付の適正化実施をめざし、「藤井寺市介護給付適正化計画重要事業実施計画書」を策定し「住宅改修の適正化」「福祉用具購入・貸与調査」「ケアプランの点検」「給付実績の活用」「縦覧点検」「医療情報との突合」「介護給付費通知」の各事業を実施しています。また事業の一部を大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に業務委託しています。介護給付費は年々上昇を続けているため、今後も積極的に事業を推進していくことが必要です。

### 【住宅改修の適正化】

住宅改修理由書の全件チェックを実施し、確認の必要がある場合はケアマネジャー等の理由書作成者に問い合わせを行っています。また、事業所より申請される住宅改修内容が、写真等の事前書類だけでは確認できないとき等、改修工事の事前または事後に、現地調査等により確認しています。

### 【福祉用具購入・貸与調査】

福祉用具購入については、提出された申請書と認定調査の結果等を照会し、利用者の状態に合った福祉用具の購入が行われているか確認しています。また福祉用具貸与については、特に軽度利用者の場合は、ケアマネジャーから事前に提出された届出等を確認するなど、自立支援のためのサービス利用につながるよう努めています。

### 【ケアプラン点検】

点検の実施にあたっては、国保連介護給付適正化システム等を活用して点検対象を抽出するなど効率的に実施するよう努めています。利用者の自立につながるような居宅サービス計画等が作成されているか確認を行い、厚生労働省作成の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用して、適正にケアプラン作成が行われるようケアマネジャーに指導しています。

### 【給付実績の活用】

国保連から配信される給付実績等の情報を利用して、不適正・不正な給付がないか確認し、疑義が生じた場合は、ケアマネジャーやサービス提供事業所等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連に対し過誤申立て等を行うよう事業所等に指導しています。

### 【縦覧点検】

国保連から送付される給付適正化に関するすべての縦覧点検項目について確認を行い、疑義が生じた場合は、ケアマネジャーやサービス提供事業所等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連に対し過誤申立て等を行うよう事業所等に指導しています。

### 【医療情報との突合】

国保連介護給付適正化システムから出力される「医療情報との突合リスト」「医療情報との突合リスト（独自絞込みリスト）」等を用いて、給付状況を確認し、疑義が生じた場合は、ケアマネジャーやサービス提供事業所、医療保険担当部署等に詳細を確認し、必要に応じて国保連に対し過誤申立て等を行うように事業所等に指導しています。

### 【介護給付費通知】

直近数ヶ月の「サービス月・サービス事業所・サービス種類（略称）・サービス日数及び回数・利用者の負担額」を記載した介護給付費通知書を作成し、全利用者に送付しています。利用者から過剰請求等の情報を受けた場合、サービス事業所等に詳細を確認し、必要に応じて国保連に対し過誤申立て等を行うよう事業所等に指導しています。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付費適正化事業の事業所訪問件数	32 件	25 件	18 件	25 件	25 件	25 件

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【計画に基づく実施体制】

藤井寺市介護給付適正化計画重要事業実施計画書に沿って、設定した目標を達成できるよう実施していきます。縦覧点検・医療情報との突合については、特に重点的に実施することとし、医療情報の突合に関しては、知識をよりいっそう深め、不適切な給付の抑制をめざします。

#### 【事業所への訪問】

事業所の訪問については、居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所だけでなく他の居宅サービス事業所へも実施するように取り組みます。また居宅サービス事業者等が、人員基準を満たしていないなど、省令等の基準に従った運営をしないときには、指定権者である大阪府または他市町村と連携します。

今後も本市職員が訪問し、利用者に対して適正なサービス提供が行われるよう引き続き確認・助言を行っていきます。

### (3) 利用者本位のサービス提供の推進

#### ① 介護保険制度及びサービスに関する情報提供の充実

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

利用者がニーズに応じた介護保険サービスを選択できるためには、介護保険制度の趣旨及び制度改正の内容についての市民への周知、介護サービス事業者及びサービス内容に関する情報を的確にわかりやすく提供していくことが重要です。本市では、介護保険担当窓口はもとより地域包括支援センターを中心としてサービス事業者や居宅介護支援事業者等と連携を図りながら、市広報紙やホームページをはじめ、被保険者証の送付や納付書の発送の際等のあらゆる機会を通じて、パンフレット等の配布を行い、利用者に迅速かつ的確に情報提供できるよう努めています。その結果、障害のある方や外国人の方に対しては、声の広報、点字や外国語のパンフレット等により情報提供に努めています。

その他、新任民生委員児童委員説明会に本市職員が出席し、介護サービスの概要を説明するとともに、介護サービスが必要な市民に対しては、高齢介護課へ橋渡ししていただけるように依頼しています。

今後も必要な情報が必要な方へ確実に届くように、パンフレットの配布先の拡大等を行う必要があります。

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

###### 【多様な情報媒体の活用】

引き続き、市広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な情報媒体を活用し、介護保険制度の趣旨及び制度改正の内容について情報提供をすすめます。また、民生委員児童委員、福祉委員等の地域組織との連携、「大阪府介護サービス情報公表システム」及び市ホームページの活用等により、市民が知りたい情報に的確にアクセスできるよう工夫していきます。

#### ② 相談・苦情対応窓口の充実

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

市民が安心して介護保険を利用できるよう、本市の介護保険の相談担当窓口、地域包括支援センター等において、ニーズに即した円滑なサービス利用を支援しています。行政以外の身近な相談窓口としては、居宅介護支援事業者、民生委員児童委員、介護まちかど相談薬局等があります。これらの窓口においても個々の相談に十分対応できるよう支援するとともに、そこで受けた質問や相談、苦情等について把握し、必要に応じて行政での対応を行うため、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の連携体制をすすめています。

また、事業者の提供するサービスに関する苦情申立て等については、大阪府国民健康保険団体連合会に対して、被保険者が直接相談や苦情申立てを行うことができますが、必要時には本市が被保険者と事業所の間に入って苦情内容を取り次いでいます。

その他、本市では、利用者や家族とサービス事業者との橋渡し役として施設等に相談員を派遣する「介

「介護相談員派遣事業」を実施しています。市広報紙に介護相談員事業を紹介する特集記事等を掲載し、積極的な広報活動に努めました。こうした取り組みにより、介護相談員活動が定着し、相談員が施設に橋渡しをすることで、利用者の不満解消等につながっています。

地域包括支援センターは高齢者に関するさまざまな相談支援の中核を担うことから、今後とも地域包括支援センターの相談機能を充実させ、相談者への的確な対応を行うことが必要です。また、介護相談員派遣事業については、施設入所者の高齢化・重度化に伴う意思疎通が困難な方の増加により、これまで以上に柔軟な活動を行うことが求められています。

#### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護相談員 実働人数	9 人	8 人	9 人	13 人	17 人	21 人

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【介護保険サービス等の苦情対応】

介護保険サービス等の苦情等については、内容に応じて関係機関との調整を図り、指導もしくは助言を行うことによりサービス改善を促す措置を講じていきます。また、市による介護事業者への指導・監査の権限を活用しながら適切に対応していきます。

##### 【介護相談員派遣の募集】

介護相談員派遣事業については、相談員募集を行い、安定した事業運営に努めます。

### ③ 不服申立てについて

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護保険制度においては、被保険者が不服申立てを行える仕組みが設けられています。本市が行う処分（要介護認定や保険料に関する事等）については、大阪府介護保険審査会に対して、被保険者が直接、審査請求を行うことができます。要介護認定結果に関して平成 24 年度と 26 年度に各 1 件、保険料賦課決定に関しては平成 25 年度に 1 件の審査請求がありました。

今後も、これまでと同様に、不服申立てに迅速かつ適正な対応に努めていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【介護保険料に対する不服への対応】

電話や窓口での対応の仕方をはじめ、パンフレットや通知書の説明書きを工夫し、どなたにもわかりやすい説明を心がけます。不服申立ての内容をよく理解し、納得していただけるよう誠実な対応に努めます。

### 【認定結果に対する不服への対応】

認定の仕組みについて丁寧に説明することに努め、不服申立てと並行して区分変更申請がある場合には、より迅速な処理に努めます。

## ④ 介護保険サービス未利用者に対する見守り

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護保険制度では介護の必要な高齢者が、その介護の必要度に応じ適切な介護保険サービスを受けられることになっています。要介護認定を受けているが、何らかの理由（介護保険サービスの内容を詳しく知らないなど）により介護保険サービスを利用していない場合で、サービスの利用意向がある方に対しては、適切なサービスが提供されるように介護保険サービスに関する情報提供等を行っています。サービスの利用意向がない方へは、保健・福祉等関係課及び地域包括支援センターとの連携により、見守りを行っていますが、地域包括支援センターとの連携を深め、見守りをより強化する必要があります。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【地域包括支援センターとの連携】

引き続き、地域包括支援センターと連携し、介護保険サービス未利用者に対する見守りを行っていきます。

## （４）在宅福祉サービスの推進

### ① 寝具乾燥サービス

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

自身での布団乾燥が困難かつ前年分の市民税が非課税の世帯の方で、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方、またはどちらかが病弱か寝たきりの状態の方を抱える高齢者のみの世帯の方を対象に、自宅を訪問し、布団等を集配して消毒・丸洗い乾燥サービスを行っています。

#### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
寝具乾燥サービス 延利用件数	26 件	23 件	12 件	20 件	20 件	20 件

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施】

健康保持と身体的な負担の軽減につながるよう、今後とも事業の周知を図ります。

## ② 訪問理容・美容サービス

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、要介護 4 または 5 の認定を受けた方に対し、出張理容または美容サービスを行います。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問理容サービス 延利用件数	13 件	18 件	22 件	22 件	23 件	23 件
訪問美容サービス 延利用件数	0 件	1 件	8 件	8 件	8 件	8 件

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施】

今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

## ③ 日常生活用具給付等

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に電磁調理器の給付を実施しています。また、おおむね 65 歳以上であって、前年分の所得税が非課税の寝たきり、ひとり暮らし高齢者等に火災報知器または自動消火器の給付を実施しています。その他、おおむね 65 歳以上であって、前年分の所得税が非課税のひとり暮らし高齢者等で、現在電話を保有していない方については、福祉電話設置に伴う配線工事や基本料の扶助を行っていますが、携帯電話の普及等から利用者が減少傾向にあります。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
電磁調理器給付件数	2 件	5 件	2 件	2 件	2 件	2 件
火災報知器給付件数	2 件	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件
自動消火器給付件数	2 件	2 件	4 件	4 件	4 件	4 件
福祉電話延貸与件数	21 件	16 件				

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施】

在宅における自立生活の支援のための事業として、今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

## ④ みまもりホットライン

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上の方で、ひとり暮らしの方、または、寝たきりかそれに準じると認められる方を抱える高齢者のみの世帯の方、あるいは、同居人が昼・夜間、就労等のために一時的に高齢者のみの世帯となる方を対象に相談や緊急通報ができる機器を貸与しています。ナースコールセンターに簡単な操作でつながり、不安感の軽減や緊急時の対応が行えるよう努めています。

#### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
みまもりホットライン 利用者数	259 人	265 人	255 人	262 人	267 人	269 人

※平成 26 年度以前は「緊急通報システム」

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施】

平成 27 年度より「緊急通報システム」から「みまもりホットライン」へ名称変更し、相談機能の充実による見守りの強化や、希望者への鍵の預かりサービスの提供等、内容を充実させ実施していきます。

## ⑤ 在宅高齢者紙おむつ等給付

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上の在宅高齢者で、要介護 3～5 のいずれかの認定を受けた方で、前年分の市民税が非課税の世帯の方に対し、1 ヶ月に 1 回、紙おむつ給付券を交付しています。給付券は月 5,000 円を限度に、紙おむつ、尿取りパッドと引換えできます。登録指定店が増加し、高齢者へのサービス拡充へとつながりました。

今後も、事業の周知を図るとともに、需要に応じたサービス提供に努めることが必要です。また、登録指定店のさらなる増加を図ることが求められます。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅高齢者 紙おむつ等給付 延利用件数	843 件	759 件	896 件	891 件	908 件	917 件

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、継続実施】

経済的な負担の軽減に効果を上げていることから、現状を維持しつつ、いっそうの周知・事業展開を図ります。

⑥ 生活支援型ホームヘルプサービス

◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、要介護認定において『非該当』となり、何らかの理由で在宅での日常生活に支援を必要とする方に対し、原則週 1 回のホームヘルプサービスを提供することにより生活支援を行っています。

要介護認定において『非該当』になった方が対象であり、介護保険サービスとのすみ分けを明確化させる必要があります。

■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活支援型ホーム ヘルプサービス年間 利用時間	131 時間	83 時間	102 時間	82 時間	82 時間	82 時間

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、継続実施】

介護予防の観点から在宅での自立生活を支援するため、現状を維持しつつ、いっそうの周知・事業展開を図ります。

## ⑦ 生活支援型ショートステイ

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、要介護認定において『非該当』となり、何らかの理由で在宅の日常生活に支援を必要とする方に対し、年間 28 日以内のショートステイサービスを提供することにより生活支援を行っています。

要介護認定において『非該当』になった方が対象であり、介護保険サービスとのすみ分けを明確化させる必要があります。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活支援型ショートステイ延利用日数	0 日	0 日	0 日	4 日	4 日	4 日

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施】

介護予防の観点から在宅での自立生活を支援するため、現状を維持しつつ、いっそうの周知・事業展開を図ります。

## ⑧ 在宅高齢者給食サービス

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方、または、同居人が昼・夜間、就労等のため、一時的に高齢者のみとなる世帯の方に対し、昼食を配達すると同時に安否確認を行っています。高齢者の食生活の安定性を高めるとともに、高齢者の見守り活動として有効であり今後も需要に応じたサービス提供が必要な事業です。また、ケアマネジャー等の他機関との連携を強める必要があります。

### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅高齢者給食サービス延配食数	10,796 食	9,578 食	9,652 食	11,833 食	12,069 食	12,187 食

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施、見守り活動の促進】

現状を維持しつつ、いっそうの周知・事業展開を図ります。また、食生活の自立の観点から十分なアセスメントを行います。さらに、在宅高齢者給食サービス事業は見守り活動としても有効であることから、引き続き事業を実施します。

## ⑨ 園芸福祉

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、外に出ようとする意欲を取り戻すため、幼稚園や小学校でボランティアとともに園芸活動を行っています。

高齢者の引きこもり対策事業として位置づけられていますが、本事業の利用者数が少ないことから、引きこもりがちな方の把握や参加を促す方策等、今後の事業方針について検討することが必要です。

#### ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
園芸福祉事業 利用者数	6 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業展開の検討】

他機関の協力をもとに、対象となり得る方の把握方法を検討するとともに、高齢者のニーズや利用状況等を勘案し、今後の事業展開について検討していきます。

## (5) 高齢者を介護する家族への支援

### ① 家族介護慰労金の給付

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

要介護4または5の認定を受け、過去1年間に介護保険サービスを受けなかった65歳以上の在宅高齢者と同居し、主に介護をされている方で、前年分の市民税が非課税の世帯に属する方に対し、月額8,000円の家族介護慰労金を給付しています。

## ■取り組みの実績・見込

項目	実績値			見込		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
家族介護慰労金 給付者数	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施】

介護サービスの適正な利用との整合性を図りつつ、事業の周知を図ります。

## (6) 福祉・介護人材確保の取り組み

### ① 福祉・介護人材の育成への支援

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

今後ますます拡大していく市民の福祉・介護ニーズに対応していくためには、人材を安定的に確保していくことが求められています。福祉・介護サービス分野において、将来にわたって安定的に人材を確保していくには、主に若年期に入職して正規雇用で長期間にわたり就労する者、ライフスタイルに対応した多様な雇用形態で就労を希望する者等、さまざまな就労形態の従事者がいることを念頭に置きつつ、必要な対策を重層的に講じていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【介護サービスに携わる人材育成への啓発】

介護サービスに携わる人材の確保や資質向上のために、事業所連絡会等を通じて研修内容の充実を図るよう啓発していきます。

##### 【福祉・介護サービスの周知・理解】

福祉・介護サービスの職場体験の協力等を通じて若年層をはじめとする幅広い層に対して福祉・介護サービスの周知・理解への方策を検討します。